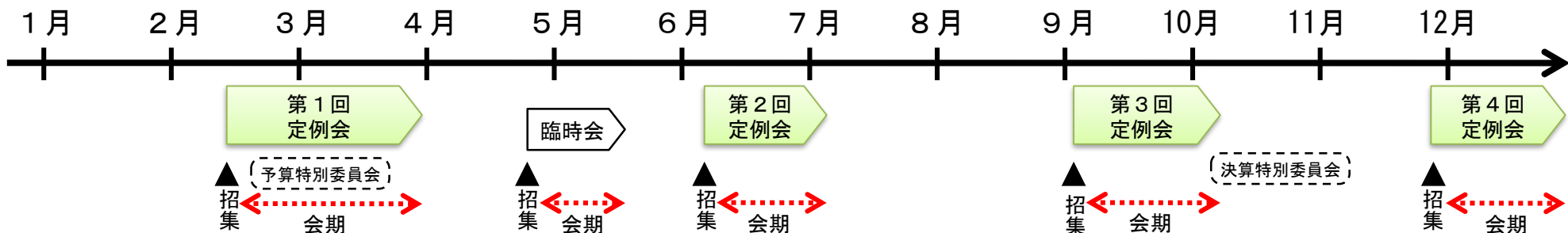


# 地方議会の会期のあり方の見直し（基本イメージ）【H24地方自治法改正】

（改正前）

- ・ 議会の招集は、長が告示により行う（地方自治法第101条）。
- ・ 定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（地方自治法第102条第1項・第2項）。
- ・ 会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（地方自治法第102条第6項）。
- ・ 定例会・臨時会の会期中、集中的に議会を開催する運用を想定。



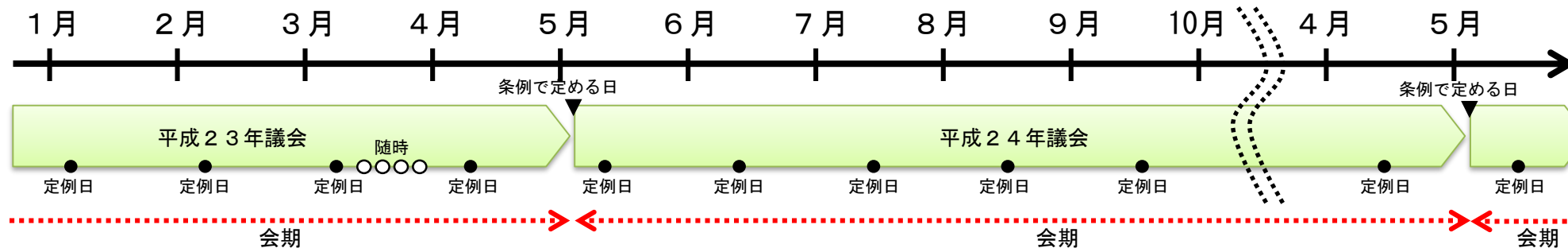
多様な層の幅広い住民が議員として活動できるようにする観点から、定例会・臨時会を開催することなく、**通年の会期**を設け、**予見可能性のある形で定期的に会議を開く議会運営を行うことを条例で選択できる**よう制度化

（新制度）

（選択制）

- ・ 定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか、招集行為は行わない。
- ・ 会期は、原則として、条例で定める日から翌年の当該日の前日までと法定する。
- ・ 条例で、定期的に会議を開く日（定例日）を定める（必要に応じ、定例日以外に随時開催も可）。
- ・ 長等が出席できない正当な理由を議長に届け出たときは、出席義務を解除する。

【運用イメージ】 毎月第2水曜日、18時から20時まで  
 （予算・決算については、2～3月、10～11月に集中審議 → 定例日を集中的に規定するか委員会付託）



# 通年会期等を採用している団体の状況

## ○ 地方自治法第102条の2による通年会期を採用している団体数……………1県10市25町村

北海道：森町、豊浦町、洞爺湖町、日高町  
岩手県：久慈市、葛巻町  
宮城県：川崎町、大和町、美里町  
福島県：福島市、小野町  
茨城県：常総市  
神奈川県：厚木市  
新潟県：柏崎市、阿賀町、関川村  
石川県：津幡町、中能登町、能登町  
栃木県：栃木県  
三重県：鳥羽市  
大阪府：四條畷市、島本町、豊能町、能勢町、河南町  
岡山県：鏡野町  
徳島県：小松島市、三好市、勝浦町、那賀町  
福岡県：川崎町  
長崎県：壱岐市、小値賀町  
熊本県：多良木町、あさぎり町

## ○ 定例会を条例で年1回と定めている団体数……………2県21市区29町村

北海道：根室市、福島町、利尻富士町、白老町、芽室町、池田町  
岩手県：滝沢市、紫波町、矢巾町、平泉町、  
宮城県：登米市、蔵王町、柴田町、色麻町、涌谷町  
秋田県：東成瀬村  
福島県：只見町、会津美里町  
茨城県：守谷市  
群馬県：中之条町  
千葉県：長生村、大多喜町  
東京都：青梅市、あきる野市、文京区、荒川区  
神奈川県：相模原市、寒川町、開成町  
石川県：金沢市、白山市、内灘町  
長野県：軽井沢町、小布施町、信濃町  
愛知県：豊明市  
三重県：三重県、四日市市  
滋賀県：滋賀県、大津市  
京都府：京都市、亀岡市、精華町  
大阪府：枚方市、大東市、大阪狭山市  
和歌山県：かつらぎ町  
高知県：土佐清水市  
長崎県：壱岐市、小値賀町  
熊本県：御船町  
鹿児島県：南大隅町

※ 下線部は都道府県